

**清瀬市新庁舎建設工事
制限付き一般競争入札（総合評価方式）募集要項**

平成30年11月

東京都清瀬市

制限付き一般競争入札（総合評価方式）募集要項

目 次

1. 基本事項	1
(1) 趣旨・目的	1
(2) 工事概要	1
(3) 新庁舎建設に求める施工者像	1
(4) 選定方法と流れ	1
(5) 選定委員会の構成	2
(6) 事務局	2
(7) 実施スケジュール	2
(8) 実施設計図書等の資料類の閲覧	3
2. 応募資格要件	4
3. 業務実施上の条件	5
4. 1次提出書類（施工実績等）の提出.....	5
(1) 提出方法等	5
(2) 提出期限	5
(3) 提出書類及び提出部数	5
(4) 提出書類の記入上の留意事項	6
5. 2次提出書類（技術提案等）の提出.....	7
(1) 提出方法等	7
(2) 提出期限	7
(3) 提出書類及び提出部数	7
(4) 技術提案等に関する質問の受付及び回答.....	8
(5) 提出書類の記入上の留意事項.....	8
6. 入札	9
(1) 入札方法等	9
(2) 提出期限	10
(3) 提出書類及び提出方法.....	10
(4) 入札に関する質問の受付及び回答.....	10
(5) 入札に関する留意事項.....	10
(6) その他	10
7. 審査における評価項目.....	10
(1) 1次審査	10
(2) 2次審査	11
(3) 総合評価	12
8. 審査結果の通知及び公表.....	12
(1) 1次審査の結果	12
(2) 2次審査及び総合評価の結果	13

9.	失格	1 3
1 0.	契約	1 3
(1)	契約手続き	1 3
(2)	工事請負金額	1 3
(3)	契約保証金	1 3
(4)	履行期間	1 3
(5)	支払い条件	1 3
(6)	契約者	1 4
(7)	契約手続きにおいて使用する言語及び通貨	1 4
(8)	その他	1 4
1 1.	その他	1 4
(1)	辞退	1 4
(2)	入札の無効	1 4
(3)	参加に係る費用	1 4
(4)	提出資料の追加等	1 4
(5)	提出資料の扱い	1 4
(6)	実施設計図書の変更	1 5
(7)	責任の所在	1 5
(8)	異議申し立て	1 5

清瀬市新庁舎建設工事 制限付き一般競争入札（総合評価方式）募集要項

1. 基本事項

（１）趣旨・目的

現市庁舎の耐震性能不足や設備の老朽化、窓口の分散やスペースの狭隘さを解消し、新庁舎建設基本計画に掲げる基本理念を実現させるため、市民や議会、職員との意見交換を行いながら、清瀬市の歴史・風土・地勢を反映した“清瀬らしさ”を取り入れた設計図書の作成を進めてきました。

今回選定を行う施工者には、施工技術力や現場安全管理能力、コスト管理能力のみならず、今までの取り組みと同様に各方面の意見を取り入れる柔軟さや、庁舎機能における業務の効率性や利便性への配慮、防災機能及び耐震性能の確保、建物の長寿命化や環境性能への配慮、また、社会に必要な官民連携を推進し、市民に親しまれる新しい庁舎を実現することを期待しています。

これらの点を踏まえ、本選定については、制限付き一般競争入札（総合評価方式）による選定を行うこととして、清瀬市制限付き一般競争入札実施要綱に基づく他、公募に係る必要な手続き等について以下に定めます。

（２）工事概要

- ① 工事名 清瀬市新庁舎建設工事
- ② 工事場所 東京都清瀬市中里五丁目 8 4 2 番地
- ③ 発注者 清瀬市

なお、清瀬市は、新庁舎建設プロジェクトを推進する上で、発注者として不足している品質管理、コスト管理、スケジュール管理などに関わる技術力を補完する目的で、建築分野におけるアドバイザー方式（コンストラクション・マネジメント方式（以下、「CM方式」という。))を採用しています。

- ④ 基本・実施設計者 株式会社 大建設 東京事務所
- ⑤ 工事概要 現庁舎敷地を一部拡張した上、新庁舎（RC造 地下1階地上4階建て（柱頭免震構造）、建築面積 2,436.23 m²、延べ床面積 10,386.90 m²）を建設し、機能移転後に現庁舎の解体撤去を行い、駐車場、歩行者通路を含む外構整備を行う。
- ⑥ 履行期間 契約締結日の翌日から平成34年2月28日（予定）まで
- ⑦ 予定価格 事後公表とします。
- ⑧ 入札方法等 制限付き一般競争入札（総合評価方式）により実施する。

（３）新庁舎建設に求める施工者像

- ① 安全性を十分に確保した工事計画と周辺環境への配慮がある施工者
- ② 高い施工品質管理能力、スケジュール管理能力、コスト管理能力を持った施工者
- ③ 優れた課題解決力と関係者間を積極的にとりまとめる能力を持った施工者

（４）選定方法と流れ

施工者の選定は、次の①②の2回の審査を経て行います。評価は、清瀬市新庁舎建

設施工者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において総合的に判断し、第1落札候補者（以下、「最優秀者」という。）、第2落札候補者（以下、「優秀者」という。）を選定します。

① 1次審査

1次審査では、参加表明書、参加資格要件等の提出者（以下「参加者」という。）からの内容を資格要件に照らしたうえで、客観的な評価による審査で、候補者を1次審査通過者として選定します。

② 2次審査

2次審査では、入札による提示価格評価に加えて、参加者の施工実績等と技術提案書（以下、「技術提案」という。）の事前審査と、プレゼンテーション・ヒアリングを通じて、それまでの審査内容を総合的に判断し、最優秀者と優秀者を決定します。

(5) 選定委員会の構成

施工者の選定にあたっては、下記の5名で構成される選定委員会が行います。

氏名	所属・役職
◎嘉納 成男	早稲田大学 名誉教授
時田 繁	一般社団法人 公共建築協会 公共建築研究所 所長
犬飼 彥男	国土交通省多様な契約方式活用協議会 委員
○中澤 弘行	清瀬市副市長
今村 広司	清瀬市企画部長

◎委員長、○副委員長 (敬称略、順不同)

(6) 事務局

所在地 〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地

担当 清瀬市企画部新庁舎建設室新庁舎建設係 (担当) 大野、下山

電話 042-497-1805 (直通) FAX 042-492-2415

E-mail shin_tyousya@city.kiyose.lg.jp

URL <http://www.city.kiyose.lg.jp/>

(7) 実施スケジュール

入札公告から最優秀者及び優秀者決定までのスケジュールは以下のとおりです。

	内 容	日 時
①	公告、募集要項などの公表	平成30年11月20日 (火) 午前9時から
②	実施設計図書等の資料類の閲覧	平成30年11月20日 (火) 午前9時から
③	参加表明書、施工実績等の受付締め切り	平成30年12月 4日 (火) 午後4時まで
④	1次審査の結果通知	平成30年12月11日 (火) 予定

⑤	技術提案等	(ア) 質疑書の受付期限	平成30年12月25日(火) 午後4時まで
		(イ) 質疑回答	平成31年 1月 8日(火)
		(ウ) 2次審査書類(技術提案等)の提出受付締め切り	平成31年 1月22日(火) 午後4時まで
⑥	入札	(ア) 質疑書の受付期限	平成30年12月25日(火) 午後4時まで
		(イ) 質疑回答	平成31年 1月 8日(火)
		(ウ) 入札	平成31年 1月22日(火) 午後5時まで
⑦	2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)		平成31年 2月12日(火) 予定
⑧	開札		平成31年 2月12日(火) 予定
⑨	最優秀者、優秀者の公表(特定・非特定通知書の送付)		平成31年 2月下旬頃
⑩	仮契約予定日		平成31年 2月下旬頃
⑪	契約予定日		平成31年 3月下旬頃

(8) 実施設計図書等の資料類の閲覧

① 実施設計図等

- 資料1 清瀬市新庁舎建設工事 実施設計図書一式
- 資料2 インフラ現況図
- 資料3 アスベスト調査報告書
- 資料4 建設工事請負契約書(案)、特約事項(案)
- 資料5 提出書類リスト
- 資料6 事業スケジュール
- 資料7 開発区域工区割図

② 参考資料

- 参考1 仮設計画図
- 参考2 総合工事工程

③ 閲覧方法

各資料は記録媒体(DVD-ROM)を貸与する方法で行い、平成30年11月20日(火)午前9時から受け付けます。ご希望の場合は、本要項1.(6)の事務局宛に電話または電子メールで連絡のうえ、借用希望日時の手配を行ってください。貸与は借用書・返却書(様式7)に従って行いますので、あらかじめ必要事項の記載のうえ、持参してください。

なお、各資料は、本件に関する入札及び契約の目的での閲覧及び利用を可とし、それ以外での閲覧・利用を禁止します。

④ 返却方法

借用書・返却書（様式7）に準じるものとします。

2. 応募資格要件

参加資格を有する者は、次の（1）から（10）までに掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、共同企業体において建設企業が2社以上となる場合は、1社は全ての資格要件を満たすこととし、共同企業体の参加要件等は（9）によるものとする。

- （1）参加者が所属または代表する法人が、清瀬市制限付き一般競争入札実施要綱第5条に規定する入札参加資格を有すること。
- （2）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、「建築工事業」の特定建設業許可を有すること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （4）次に掲げる項目のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある者
 - ③ その役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者が暴力団の構成員等である者
- （5）監理技術者及び現場代理人が属する企業において、過去10年間（平成20年以降）に、「延べ床面積が10,000㎡以上の庁舎または事務所等」の新築工事に係る建築一式工事を元請として受注し、完了した実績を有すること。
- （6）監理技術者及び現場代理人が属する企業において、過去10年間（平成20年以降）に、「延べ床面積が5,000㎡以上の免震構造の建築物」の新築工事に係る建築一式工事を元請として受注し、完了した実績を有すること。
- （7）建設業法第27条の29に規定する総合評定値通知書（最新の経営事項審査結果通知書）の総合評定値（P点）のうち「建築一式」が、1,400点以上であること。
- （8）以下の①、②の要件を満たす監理技術者を、建設業法の定めるところにより専任で配置できること。
 - ① 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。
 - ② 参加表明書の提出日において、参加者の組織と3か月以上の直接的な雇用関係があること。
- （9）共同企業体の参加要件等
参加者が共同企業体（以下JVと称す。）である場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - ① JVの構成員は3社以内とし、且つ、当該構成員のうち、最小の出資者の出資割合

が、構成員の数が2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上あること。

② J Vの構成員の代表企業は、出資比率が他の構成員を上回り、且つ、施工能力が高く、中心的役割を担う者とし、参加資格審査における提出書類にて明らかにすること。

③ 監理技術者及び現場代理人は、代表企業から選出すること。

(10) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

3. 業務実施上の条件

配置予定技術者は、次の(1)～(2)に掲げる要件に全てを満たすものとします。

(1) 監理技術者及び現場代理人の兼務は認めます。

(2) 監理技術者及び現場代理人は、過去10年間(平成20年以降)に「延べ床面積が5,000㎡以上の免震構造の庁舎または事務所等」の新築工事に係る建築一式工事を監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した経験完了を有すること。

4. 1次提出書類(施工実績等)の提出

(1) 提出方法等

- ① 電子調達サービスにより一般競争入札参加資格確認申請書を提出してください。
- ② 下記(3)の提出書類を(2)の提出期限内に事務局まで直接持参又は郵送により提出してください。
- ③ 持参による提出については、平日(土日、祝日を除く)の午前9時から午後4時までの時間帯で受領します。
- ④ 郵送及び宅配については、封筒などの表面に、「清瀬市新庁舎建設 入札参加申込書在中」と朱書きしてください。この場合、参加表明書受領書(様式1)の写しの返信用封筒を同封してください。(定型サイズの封筒に参加者の住所、氏名、郵便番号を明記のうえ、82円切手を添付してください。)
- ⑤ 提出書類の受領確認を行い次第、参加表明書受領書(様式1)の写しを前記(1)④の封筒で送付します。ただし、持参の場合はその場で交付します。
- ⑥ 送料は参加者負担とします。受取人払いについては受け付けません。
- ⑦ 主催者は、郵送及び宅配中の破損、遅延などの責任を負いません。
- ⑧ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。

(2) 提出期限

平成30年12月4日(火)午後4時まで(事務局必着)

(3) 提出書類及び提出部数

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 同種工事の施工実績(庁舎または事務所等)(様式3)
- ③ 免震工事の施工実績(様式4)
- ④ 配置予定技術者の実績等(様式5)
- ⑤ 共同企業体の名称と構成員の出資の割合(様式6)

※ 各施工実績、各技術者資料に添付する資格・実績確認等書類 3部

	提出書類	様式	部数
①	参加表明書	1-1、-2	1
②	同種工事の施工実績（庁舎または事務所等）	3	3
③	免震工事の施工実績	4	3
④	配置予定技術者の実績等	5	3
⑤	共同企業体の名称と構成員の出資の割合 ※JV を構成する場合のみ	6	3

（４）提出書類の記入上の留意事項

① 参加表明書（様式1-1、-2）

代表者印を押印の上、提出してください。なお、JVの場合は様式1-2を使用してください。

② 同種工事の施工実績（庁舎または事務所等）（様式3）

（ア）次に該当する施工実績を最大4件まで記入してください。

1）監理技術者及び現場代理人が属する企業において、過去10年間（平成20年以降）に、「延べ床面積が10,000㎡以上の庁舎または事務所等」の新築工事に係る建築一式工事を元請として受注し、完了した実績。

（イ）施工実績が合わせて4件に満たない場合は、該当するもののみ記入してください。

（ウ）該当する施工実績については、次のとおり記入してください。

1）工事名称、CORINS（（一財）日本建設情報総合センターによる工事実績情報）の登録有無、発注者名、施工場所（都道府県市町村名）を記入してください。

2）受注形態は単体又はJVの別を記入してください。なお、JVの場合はJVの名称と出資比率を記入してください。

3）施設概要は、主要用途、規模（延べ床面積）、構造種別、地下階数・地上階数を記入してください。

4）工期は、着工、受電、竣工の年月を記入してください。

（エ）該当する施工実績について、CORINSの登録が「有」の場合は登録番号を記載し、CORINSの写しを添付してください。また、登録が「無」の場合は、契約書（工事名称、発注者、請負者、工期、規模、構造種別、階数の確認できる部分）の写しを添付してください。なお、CORINS及び契約書等で実績確認が不明瞭なときは、別途平面図、立面図、特記仕様書等の工事内容の確認できる資料を提出してください。

③ 免震工事の施工実績（様式4）

(ア) 次に該当する施工実績を最大4件まで記入してください。

1) 監理技術者及び現場代理人が属する企業において、過去10年間(平成20年以降)に、「延べ床面積が5,000㎡以上免震構造の建築物」の新築工事に係る建築一式工事を元請として受注し、完了した実績。

(イ) 記入方法等は(4)②と同様です。

④ 配置予定技術者の実績等(様式5)

本業務を担当する監理技術者及び現場代理人について、次に従い記入してください。なお、監理技術者及び現場代理人は、過去10年間(平成20年以降)に「延べ床面積が5,000㎡以上の免震構造の庁舎または事務所等」の新築工事に係る建築一式工事を監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した経験完了を有することとします。

(ア) 配置予定技術者の従事役職及び氏名を記入してください。

(イ) 各技術者について、当該参加者との雇用関係を証明する資料(健康保険証の写し等)を添付してください。なお、参加表明書の受付日以前における当該参加者の組織との直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係を必要とします。

(ウ) 各技術者について、法令による資格・免許を記入してください。また、記入した資格を証する資料(資格者証の写し等)を添付してください。

(エ) 各技術者の応募時における他工事の従事状況を記入してください。

(オ) 実績の記入方法等は(4)②と同様です。また、記入件数は、最大2件までとします。

⑤ 共同企業体の名称と構成員の出資の割合(様式6)

JVを構成する場合は、次に従い記入してください。

(ア) 共同企業体の名称、構成員数、構成員の会社名及び構成員の出資割合、共同企業体の代表者を記入してください。

5. 2次提出書類(技術提案等)の提出

(1) 提出方法等

1次審査書類(施工実績等)の提出に準じた方法としてください。

(2) 提出期限

平成31年1月22日(火)午後4時まで(事務局必着)

(3) 提出書類及び提出部数

- ① 業務推進体制について(様式8)
- ② 工事工程について(様式9)
- ③ 施工技術力に関するアピールポイントについて(様式10)
- ④ 安全対策及び周辺配慮について(様式11)
- ⑤ 社会貢献等について(様式12)
- ⑥ JV協定書の写し

JVを構成する場合のみ提出を求めます。書式は任意書式とします。

	提出書類	様式	部数
①	業務推進体制について	8	8
②	工事工程について	9	8
③	施工技術力に関するアピールポイントについて	10	8
④	安全対策及び周辺配慮について	11	8
⑤	社会貢献等について	12	8
⑥	J V協定書の写し ※ J Vを構成する場合のみ	任意	1
⑦	①～⑤の電子データ（PDF形式）で保存したDVD-ROM	-	1

（４）技術提案等に関する質問の受付及び回答

質問は、質疑書（様式2）により電子メールにて事務局に送付してください。また、回答は、とりまとめの上、清瀬市ホームページで公開します。なお、公正を期するため、技術提案等に関する質問は電子メールのみで受け付けし、電話などによる個別の質問は受け付けません。

なお、質疑回答書は、本要項の追加変更又は修正として、募集要項と同等または置き換えるものとします。

- ① 受付期限 平成30年12月25日（火）午後4時
- ② 回答日 平成31年 1月 8日（火）
- ③ その他 電子メールにおける表題は、【清瀬市新庁舎建設施工者選定 質疑書（技術提案等）】とし、様式2を添付の上、本要項1.（6）事務局メールアドレスに送信してください。尚、誤信などトラブルの責任は持てませんので、十分注意してください。

（５）提出書類の記入上の留意事項

技術提案等は、以下の①～⑤の特定テーマについて求めます。同提案書には参加者が特定できる内容の記述（社名や実績名称など）は行わないでください。ただし、特許取得技術など独自の技術力を提案するために、止むを得ない場合は除きます。

文字の大きさは10.5ポイント以上としてください。また、文章を補完するための写真、イラスト及びイメージ図は使用できるものとしますが、別冊や別紙での追加提案資料は認めません。

- ① 業務推進体制等について（様式8）

本事業の施工者として業務の進め方について、以下の点に配慮して、A3判横使い片面×1枚以内で記述してください。

- ・業務推進体制
 - ・品質管理（施工精度の確保・向上等）
 - ・設計変更が生じた際のコスト増減対応方法
- ② 工事工程について（様式 9）
- 配布資料をもとに、次に掲げる項目に配慮して、A 3 判横使い片面× 2 枚以内で、工事工程表を作成してください。
- ・工程管理（マイルストーン、生産計画、受電時期等）におけるポイント
 - ・ 2 期工事期間中の業務継続計画
 - ・仮設計画（特に解体工事、インフラ切り回し、ローリング計画等）
- ③ 施工技術力に関するアピールポイントについて（様式 1 0）
- 施工技術力に関して、次に掲げる項目に配慮して、A 3 判横使い片面× 2 枚以内で、アピールポイントを記述してください。
- ・地盤改良
 - ・柱頭免震
 - ・プレストレストコンクリート
 - ・解体工事における躯体残置と外構工事との関連と配慮すべきこと
 - ・環境配慮（省エネや廃材利用に寄与する施工技術について）
- ④ 安全対策及び周辺配慮について（様式 1 1）
- 安全対策及び周辺配慮に関して、次に掲げる項目に配慮して、A 3 判横使い片面× 1 枚以内で記述してください。
- ・通学路への配慮
 - ・隣接住居への配慮
 - ・来庁者、歩行者への配慮
 - ・アスベスト処理対策
- ⑤ 社会貢献等について（様式 1 2）
- 社会貢献等に関して、次に掲げる項目に配慮して、A 3 判横使い片面× 1 枚以内で、記述してください。
- ・工事期間中の情報公開
 - ・地元企業、店舗の活用方針
 - ・労働環境の改善への取り組み
 - ・環境保全への取り組み（現場周辺環境と地域全体への貢献について）

6. 入札

（1）入札方法等

- ① 入札については電子調達サービスにより行います。
- ② 手続きについては、特に指定がある場合を除き、電子調達サービスを利用して行います。電子調達サービスの利用にあたっては、利用規約を遵守してください。
- ③ 電子調達サービス上、本件（混合入札案件）は、「JV 案件」としてではなく「単体案件」として登録しています。JV で参加する場合でも、電子入札の手続きは、共同企業体の代表者の認証で行ってください。

(2) 提出期限

平成31年1月22日(火)午後5時まで

(3) 提出書類及び提出方法

電子調達サービスに従い、提出してください。

(4) 入札に関する質問の受付及び回答

質問は、電子調達サービスにて提出してください。また、回答は、とりまとめの上、電子調達サービスで公開します。なお、公正を期するため、入札に関する質問は電子調達サービスのみで受け付けし、電話などによる個別の質問は受け付けません。

なお、質疑回答書は、本要項の追加変更又は修正として、募集要項と同等または置き換えるものとします。

- ① 受付期間 平成30年12月11日(火)から12月25日(火)午後4時まで
- ② 回答日 平成31年 1月 8日(火)
- ③ その他 操作の誤りなどによるトラブルの責任は持てませんので、十分注意してください。

(5) 入札に関する留意事項

- ① 入札回数は1回とします。
- ② 工事費内訳書

提出された工事費内訳書についての説明を求めることがあります。また、工事費内訳書が、次の(ア)～(ウ)に掲げる場合に該当するものについては、原則として、当該工事費内訳書を提出した参加者の入札を無効とします。

- (ア) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- (イ) 内訳の記載が全くない場合
- (ウ) その他工事費の内訳が確認できない場合

(6) その他

- ① 入札保証金は免除とします。
- ② 最低入札参加者数は1者とします。
- ③ 最低制限価格は予定価格の10分の9から10分の7までの範囲内において設定します。最低制限価格を下回る入札書は無効とし、失格とします。
- ④ 予定価格を超過した入札書は無効とし、失格とします。
- ⑤ 開札は選定委員会による採点結果確定後、平成31年2月12日(火)に電子調達サービスにて行います。
- ⑥ 本入札において談合を行ったと疑うに足りる事実が認められた場合には、提出された工事費内訳書の内容を確認し、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出することがあります。
- ⑦ 提出された工事費内訳書は、返却いたしません。

7. 審査における評価項目

(1) 1次審査

1次審査では、1次提出書類(施工実績等)により、参加資格要件の確認を行います。

(2) 2次審査

2次審査では、1次提出書類（施工実績等）の実績評価と2次提出書類（技術提案等）の技術提案評価を行います。

① 実績評価における評価項目は、次の評価表によります。

評価項目	評価項目	配点
(1) 企業の安定性	総合評定値（P点）に基づき企業の経営安定性を評価する。	20
(2) 企業の施工実績	同種工事の施工実績（規模及び件数）を評価する。	20
	免震工事の施工実績（規模及び件数）を評価する。	20
	J Vの場合はJ V内の構成比率を確認する。	-
(3) 配置予定技術者の実績	監理技術者及び現場代理人の施工実績（規模及び件数、経験年数）を評価する。	20

② 技術提案評価の評価項目は、次の評価表によります。

評価項目	評価項目	配点
(1) 業務推進体制	設計意図の理解度、品質管理及び施工精度の向上を図るための業務推進体制とその具体性を評価する。	20
(2) 工事工程	ローリング計画を含む全体工程管理の計画力と共に、コスト管理の的確な実施方法とその具体性を評価する。	30
(3) 施工技術力	施工技術力の独自性とその具体性、有用性を評価する。	30
(4) 安全対策及び周辺配慮	工事期間中の安全対策、周辺環境への配慮とその具体性を評価する。	10
(5) 社会貢献等	社会貢献等に係る具体的な提案とその有用性を評価する。	10

③ 技術提案等の実現性の確認を目的に、1次審査通過者によるプレゼンテーションと選定委員会によるヒアリングを実施します。プレゼンテーション・ヒアリングの日程（時刻）や場所等については、別途プレゼンテーション参加要請書にて通知します。

(ア) 実施日 平成31年2月12日（火）（予定）

(イ) 集合場所 プレゼンテーション参加要請書にて通知します。

(ウ) 参加可能人数

当該業務に予定する監理技術者及び現場代理人を含む5名までとします。

(エ) タイムテーブル

1者60分（入退場準備10分、プレゼンテーション30分、ヒアリング20分）

(オ) 留意事項

提出した資料をパワーポイントなどに数枚でわかりやすくまとめてください。
この際のページ数は限定しませんが、原則として事前に提出された内容への追記・変更は認めません。

(カ) 注意事項

会場への誘導は、集合場所から係員の指示に従ってください。会場入場後、選定委員の紹介はありませんので、速やかに準備・説明をはじめてください。

(キ) その他

会場にはプロジェクター（※音声無）及びスクリーンを設営します。パソコン他、説明に必要なものは持参してください。なお、ヒアリングに出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、原則として審査の対象としません。

(3) 総合評価

① 入札による提示価格は、次の算定方法により数値化します。

評価項目	算定方法
入札による提示価格	総合評価における入札価格は、入札による提示価格に1,000,000,000を除いた数値（小数点第2位以下は切り捨て）とします。 ----- 【算定式】 $\text{総合評価における入札価格} = \frac{\text{入札による提示価格}}{1,000,000,000}$

② 総合評価は、次の算定方法により数値化し、評価します。

評価項目	算定方法
総合評価	総合評価は除算方式にて行います。総合評価値は、実績評価の点数と技術提案評価の点数を合計した数値に、入札価格（前項①）を除いた数値（小数点第2位以下は切り捨て）とします。同点の場合は入札価格が低い者を上位者とします。 ----- 【算定式】 $\text{総合評価値} = \frac{\text{実績評価} + \text{技術提案評価}}{\text{入札価格}}$

8. 審査結果の通知及び公表

(1) 1次審査の結果

1次審査の結果、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面にて郵送で通知します。選定された者に対しては、1次審査の通過通知を書面にて郵送で通知します。なお、結果については、参加者数及び1次審査通過者数を清瀬市ホームページで公表します。

(2) 2次審査及び総合評価の結果

2次審査及び総合評価の結果、最優秀者及び優秀者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面にて郵送で通知します。最優秀者及び優秀者に選定された者に対しては、選定通知を書面にて郵送で通知します。なお、結果については、最優秀者及び優秀者の参加者名を清瀬市ホームページで公表します。

9. 失格

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがあります。

- (1) 提出資料等が本要項の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出資料等が本要項に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出資料等に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 選定委員会の委員に不当な働きかけをした場合
- (5) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) その他、本要項に反すると認められた場合

10. 契約

(1) 契約手続き

事務局は、本選定において最優秀者として選定された者と契約に向けた協議を行います。なお、本件は「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月1日清瀬市条例第3号）」第2条の規定に基づき清瀬市議会の議決を要しますので、平成31年（2019年）第1回清瀬市議会定例会（平成31年3月開催予定）で可決された後に契約を締結します。それまでの間は仮契約を結ぶものとしします。

この手続に参加した者が、告示日から最優秀者の選定までの間に、清瀬市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けた場合、その者についてはこの手続の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがあります。また、最優秀者に事故等があり、契約の交渉が不可能となった場合は、優秀者を契約交渉の相手方とするものとしします。

なお、本選定において参加者より提出された技術提案書等については、入札価格及び契約書内容に含まれるものとしします。

(2) 工事請負金額

本要項1.(2)⑦を参照とします。

(3) 契約保証金

公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限り）とし、契約金額の10分の1以上とします。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から平成34年2月28日（予定）まで

(5) 支払い条件

前払金については、平成31年度（2019年度）は清瀬市が設定する出来高予定額の10分の4以内（ただし、2億円を限度（1,000円単位））とし、平成32年

度（2020年度）、平成33年度（2021年度）は清瀬市が設定する出来高予定額の10分の1以内（1,000円単位）を支払います。

また、合わせて平成31年度（2019年度）、平成32年度（2020年度）に、清瀬市が設定する支払限度額の範囲内の部分支払いを行います。

(6) 契約者

清瀬市

(7) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(8) その他

- ① 契約の手続きに参加した者は、「労災保険加入確認書」と「建設業退職金掛金納入書」を提出してください。
- ② 当該業務の実施に当たっては、清瀬市が推進する事業運営に誠意を持って対応し協力してください。

11. その他

(1) 辞退

プレゼンテーション・ヒアリングへの参加を要請された者が、これを辞退する場合は、書面（書式自由。ただしA4版とする。）により、平成31年2月8日（金）午後1時までに事務局まで持参又は郵送してください。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の清瀬市の業務発注等に不利益な扱いを受けることはありません。

(2) 入札の無効

入札公告において示した入札参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者がした入札並びに本要項に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を最優秀者または優秀者としていた場合にはその決定を取り消します。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時点において、本要項2. 応募資格要件のいずれかの要件を欠くことになった時は、入札参加資格を喪失します。

(3) 参加に係る費用

本選定の参加に係る費用は、全て参加者の負担とします。

(4) 提出資料の追加等

提出受付期限以降における提出資料の追加、差替え及び再提出は原則として認めません。ただし、清瀬市が提出書類等の確認のため、追加の資料提出を求めた場合は、この限りではありません。

また、本業務の実施に当たっては、提出資料に記入した配置予定技術者を原則として変更することはできません。ただし、疾病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を清瀬市から得るものとします。

(5) 提出資料の扱い

- ① 提出された施工実績、技術提案書等は返却しません。
- ② 提出資料は、審査を行う作業に必要な場合において複製を作成します。

- ③ 提出資料及びその複製は、審査以外は提出者に無断で使用しないものとし、
す。ただし、清瀬市は、最優秀者に選定された参加者の技術提案書等を議会、市
民説明会等への配布及び清瀬市ホームページにおける公表ができることとし、ま
た、本選定に関する記録として使用できるものとし、また、

(6) 実施設計図書の変更

建築確認済証の取り直しが必要となるような提案は原則として認めません。

(7) 責任の所在

実施設計図書に関する責任は設計者（株式会社 大建設計 東京事務所）が負担し、
提案内容による部分についての責任は施工者が負担します。市が当該提案の採用を認
めることをもって施工者の責任が軽減又は免除されるものではありません。

なお、本工事は公告日現在において、建築確認済証の取得に関する手続き中です。

(8) 異議申し立て

審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受け付けません。